

令和3年度  
生駒市医療介護連携ネットワーク協議会  
在宅医療介護推進部会 活動報告書（案）

令和4(2022)年10月

生 駒 市

生駒市医療介護連携ネットワーク協議会 在宅医療介護推進部会

# 目 次

1	はじめに.....	1
2	在宅医療介護推進部会の役割.....	2
3	在宅医療介護推進部会の開催.....	2
4	在宅医療介護連携に関する課題等の整理.....	2
5	令和3年度の具体的な取組.....	4
6	令和4年度の計画（案）.....	8
資料1	在宅医療介護連携推進事業.....	10
2	在宅医療介護推進部会に関する規程.....	12
3	令和3年度 在宅医療介護推進部会員名簿.....	14
4	生駒市入退院調整状況調査結果報告【運用3年後調査】 .....（別冊）	
5	地域医療介護連携 I C T化基盤高度化事業（やまと西和ネット）.....	15

# 1 はじめに

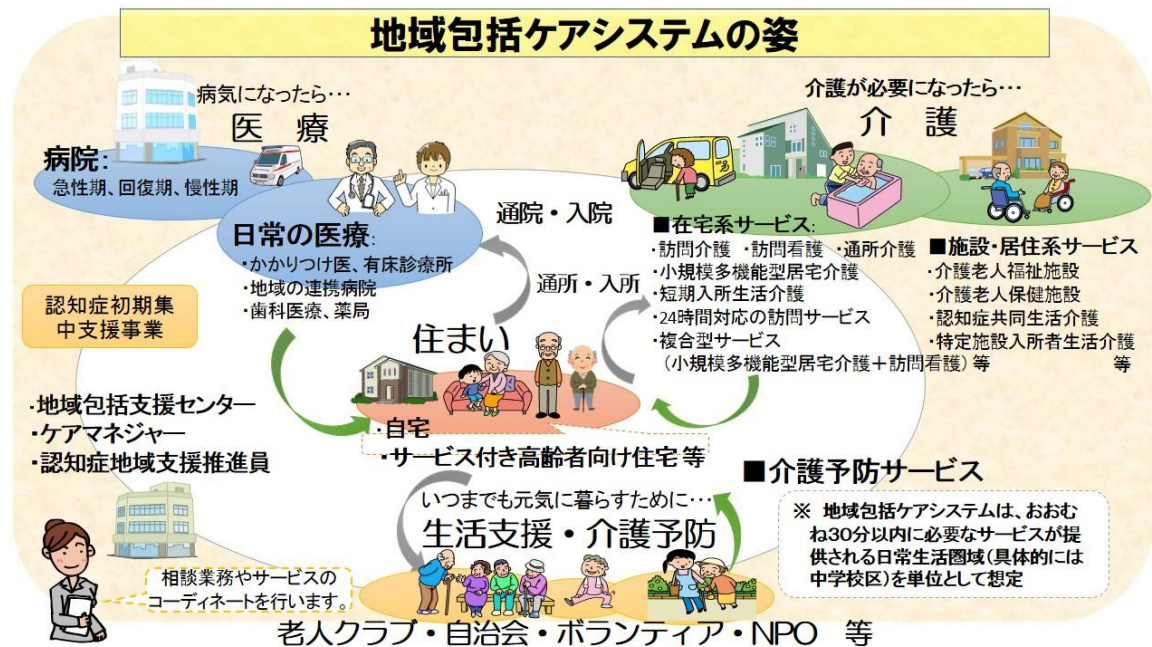
生駒市における高齢者数は今もなお伸び続けており、2025年の高齢化率は29.4%と見込まれている。中でも、医療や介護が必要となる割合が高まる後期高齢者数が前期高齢者数を上回り、今後、ますます医療や介護を必要とする対象者は増加するものと考えられる。

こうした状況を踏まえ、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「医療・介護・予防・住まい・生活支援」が包括的に確保される地域包括ケアシステムの実現が求められている。

そこで、本市においては、「医療・介護・予防」の分野に係る包括的かつ継続的な医療・介護・予防サービスの提供体制の構築を目指し、平成28年3月から「生駒市医療介護連携ネットワーク協議会」を立ち上げ、「在宅医療介護推進部会」と「認知症対策部会」を設置し、その取組を推進しているところである。

令和2年度の「在宅医療介護推進部会」の主な活動内容については、新型コロナウイルス感染症のまん延に伴い、従来通りの開催とはならなかった。しかし、新型コロナウイルス感染症に関する課題や対応策について共有を行った。

引き続き、医療・介護関係者の相互理解や情報共有により、生駒市全体で顔の見える関係づくりを進めるとともに、患者・利用者が医療や介護のサービスを切れ目なく利用できる体制の構築及びサービスの質の向上と市民啓発に努めたいと考える。



## 2 在宅医療介護推進部会の役割

在宅医療介護推進部会においては、下記(ア)～(ク)の事項について協議を行うものである。

- (ア)地域の医療・介護の資源の把握
- (イ)在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- (ウ)切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- (エ)医療・介護関係者の情報共有の支援
- (オ)在宅医療・介護連携に関する相談支援
- (カ)医療・介護関係者の研修
- (キ)地域住民への普及啓発
- (ク)在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

## 3 在宅医療介護推進部会の開催

開催年月日	会議の内容
【第1回】 令和4年 1月26日	(1) 意見交換 コロナ禍における医療・介護現場での状況について (2) 報告 ①令和4年度 在宅医療介護推進部会スケジュール（案） について ②生駒市における地域医療の現況等報告書について ③ケアリンピックいこま オンラインについて

## 4 在宅医療介護連携に関する課題等の整理

### コロナ禍における医療・介護現場での状況について

令和2年度のアンケート調査時点から、第5波までの現場の実態や課題、対応策などこれまでの変化を振り返り、変異株「オミクロン株」が急拡大している中で、どのように向き合っていくかをテーマに意見交換を実施。

- ① 課題・困りごと
  - ・保健所に連絡がとれない
  - ・PCR 検査試薬や抗原検査キットの不足により検査ができない
  - ・PCR 検査等の受検後、検査結果が判明するまで時間がかかる
  - ・感染拡大による事業所職員の不足
- ②対応策
  - <施設内での感染拡大予防>
    - ・濃厚接触者を作らない業務体制をつくる
    - 例：・家でつけてきてマスクは外して事業所で付け替える
    - ・職員の休憩時間や場所を分散する

- ・コロナ陽性を疑う方や濃厚接触者へサービスを行う時は、防護具の着用を徹底する。
- ・陽性者が発生した時には、詳細な聞き取りを行う。
  - 例：・従来、保健所が実施していたことを事業所にて行う。
    - 陽性者の発症時期や接触の程度、同居家族の健康状況や隔離状況等の確認。

<利用者宅での感染拡大予防：在宅ゾーニングを行った事例の共有>  
在宅ゾーニングの目的

- ・訪問者は、他の利用者や事業所内にウイルスを持ち込まないことが重要。
- ・居宅において感染予防のために「个人防护具を着用する区域」「个人防护具を脱いでよい区域」を分けて感染対策を行う。
- ・家庭内で区域をどのように考えて分けているかを確認する。
- ・居宅では、玄関から入った先は个人防护具が必要な区域と考える。

③その他

<生駒市の在宅療養者への取組について>

- ・自宅待機者向け相談窓口
- ・買い物代行サービス
- ・サージカルマスク、N95 マスク、使い捨て手袋、消毒液、感染防止ガウンなど必要備品の貸し出し
- ・パルスオキシメーターの貸し出し
- ・感染防止マニュアルの配布                    など

<奈良県の新型コロナウイルス感染症に関する情報提供>

- ・ホームページ：新型コロナウイルス感染症 陽性の方へ
  - 療養期間の日々の健康観察や療養期間や濃厚接触者などについて記載。
- ・ホームページ：新型コロナウイルス陽性者と接触のあった方へ（濃厚接触者について）
  - 濃厚接触者の定義や自宅待機期間、職場内で陽性者が発生した場合の対応などについて記載。

## 5 令和3年度の具体的な取組

### (1) 生駒市入退院調整マニュアルの運用

病院から在宅、在宅から病院への円滑な連携を図ることを目的に、「在宅医療介護推進部会」の下に「入退院調整マニュアル運用ワーキンググループ」を設置し、奈良県地域包括ケア推進室及び郡山保健所に協力をいただき、生駒市入退院調整マニュアルを作成し、平成30年4月から運用を開始した。

#### 【入退院調整マニュアル開始4年後 入退院調整状況調査】

目的：入退院調整マニュアルの運用4年後における入退院調整の現状や、医療と介護の連携による効果と課題を把握

調査対象：・市内病院 6ヶ所  
 ・市内介護事業所 40ヶ所  
     居宅介護支援事業所 28ヶ所  
     小規模多機能型居宅介護事業所 5ヶ所  
     看護小規模多機能型居宅介護事業所 1ヶ所  
     地域包括支援センター 6ヶ所  
 ・期間：令和4年1月1日～1月31日

回答数：市内病院 6ヶ所 (100%)、市内介護事業所 39ヶ所 (97.5%)

調査実施期間：令和4年1月25日～3月2日

調査結果：

#### 【ケアマネ調査】

	運用前	1年後	2年後	3年後	4年後
退院調整率	69.7%	83.0%	82.5%	74.5%	73.7%
退院時カンファレンスの開催	29.9%	27.5%	46.2%	17.7%	19.0%
入院時情報提供書	22.7%	55.0%	65.7%	60.0%	50.3%

○入退院調整マニュアル認知率 100%

内容まで知っているは88.6%、名前だけ知っているは11.4%。

○マニュアル使用後の効果について92.9%は効果があると感じている。

\*新型コロナウイルス感染症の影響により、面会制限が行われたため、入退院調整の方法に制限があり、調査結果は減少傾向にある。

【病院用：令和3年度は主に退院調整を行っている方向けに調査を実施】

	1年後	2年後	3年後	4年後
マニュアル利用率	76.5%	58.5%	91.7%	91.7%
マニュアルを使用したの効果	38.2%	62.5%	90.9%	54.6%



### (3) 在宅医療・介護連携に係る相談窓口の運用

地域の医療・介護関係者等から在宅医療・介護連携に関する相談を受け付け、連携調整・情報提供等により、その対応を支援するための窓口を開始した。一般財団法人生駒メディカルセンターに委託し、平成30年4月から事業開始となった。

- ・名称：生駒市在宅医療・介護連携支援センター
- ・相談日：毎週水曜日と金曜日  
(祝日及び年末年始を除く)
- ・相談時間：午前の部 午前9時～正午まで  
午後の部 午後1時～午後5時まで
- ・場所：セラビーいこま メディカル棟内



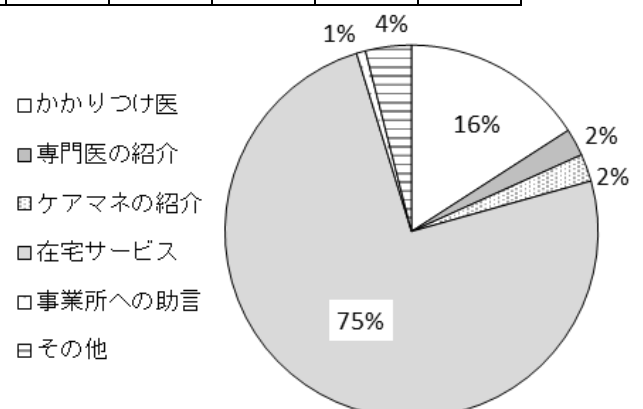
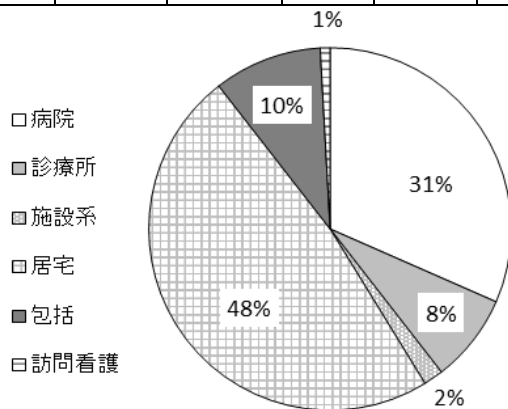
#### 【令和元年度 生駒市在宅医療・介護連携支援センター 活動実績】

- ・相談件数：111件 (電話相談 110件、その他 1件)
- ・紹介経路

令和3年度	病院	診療所	薬局	訪問看護	訪問介護	通所系	施設系	支援センター 地域包括 支援センター	居宅介護 支援事業所	その他	合計
件数	36	9	0	1	0	0	2	11	55	0	114

#### ・援助内容

令和3年度	かかりつけ医	専門医の紹介	看取り	転院調整	ケアマネの紹介	在宅サービス	施設	事業所への助言	その他	合計
件数	20	3	0	0	3	94	0	1	5	126





#### (4) 市民フォーラム

今年度は、新型コロナウイルス感染症の流行下であり、市民の医療への関心も高まってきていることから、感染症対策をテーマに実施。

新型コロナウイルス感染症の治療実績や予防方法を市民に伝えることで、早期受診・検査の必要性を理解してもらうとともに、感染症対策への行動変容を促すことを目的にフォーラムを開催した。

テーマ：「生駒市立病院とコロナ禍」

～最前線で奮闘を続ける市立病院職員が語る～

講師：生駒市立病院 院長 遠藤 清

日時：令和4年3月12日（土）午後2時～午後3時30分

開催方法：「ZOOM」を利用したオンライン

参加者数：86名

内容：生駒市立病院のCOVID-19への対応として、①帰国者・接触者外来の開設、②疑似症病床の設置、③コロナ陽性者病棟開棟、④ワクチン接種などの取組を報告。その後、院内クラスター発生の原因と対策や今後の展望についての講演の後、参加者からの質疑応答を行った。

## 6 令和4年度の計画(案)

		5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
在宅医療介護推進部会		<p>●第1回(11月~12月)</p> <p>○在宅医療介護連携推進事業について</p> <p>○同職種連絡会について</p>										
		<p>●第2回(2月~3月)</p> <p>OR4事業の進捗状況報告</p> <p>OR5事業計画(案)について</p>										
入退院調整 マニュアル	調査	<p>●NW協議会開催</p> <p>OR3事業報告、R4事業計画</p> <p>◎調査(2月)</p> <p>運用状況調査 (マニュアル運用5年後)</p>										
研修・ 人材育成	多職種研修	<p>★多職種研修(1月~2月開催)</p> <p>○多職種理解を深めるための交流会 ⇒意見交換のテーマは今後検討。</p>										
普及啓発	市民フォーラム	<p>★市民啓発事業(2月~3月)</p> <p>○市民フォーラム 「在宅医療に関する市民フォーラム」 ・講演とパネルディスカッション など</p>										
備考		<p>新型コロナウイルスの感染状況次第で会議や研修等の開催時期や回数、実施内容を変更することがあります。</p>										

# 資料

# 資料1 在宅医療介護連携推進事業

(在宅医療介護連携推進事業の手引きについて Ver3 から抜粋)

図 2 : 在宅医療・介護連携の推進

図 2 在宅医療・介護連携の推進

## 在宅医療・介護連携の推進

- 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関（※）が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要。  
 (※) 在宅療養を支える関係機関の例
  - ・ 診療所・在宅療養支援診療所・歯科診療所等 (定期的な訪問診療等の実施)
  - ・ 病院・在宅療養支援病院・診療所(有床診療所)等 (急変時の診療・一時的な入院の受入れの実施)
  - ・ 訪問看護事業所、薬局 (医療機関と連携し、服薬管理や点滴・褥瘡処置等の医療処置、看取りケアの実施等)
  - ・ 介護サービス事業所 (入浴、排せつ、食事等の介護の実施)
- このため、関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、都道府県・保健所の支援の下、市区町村が中心となって、地域の医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を推進する。

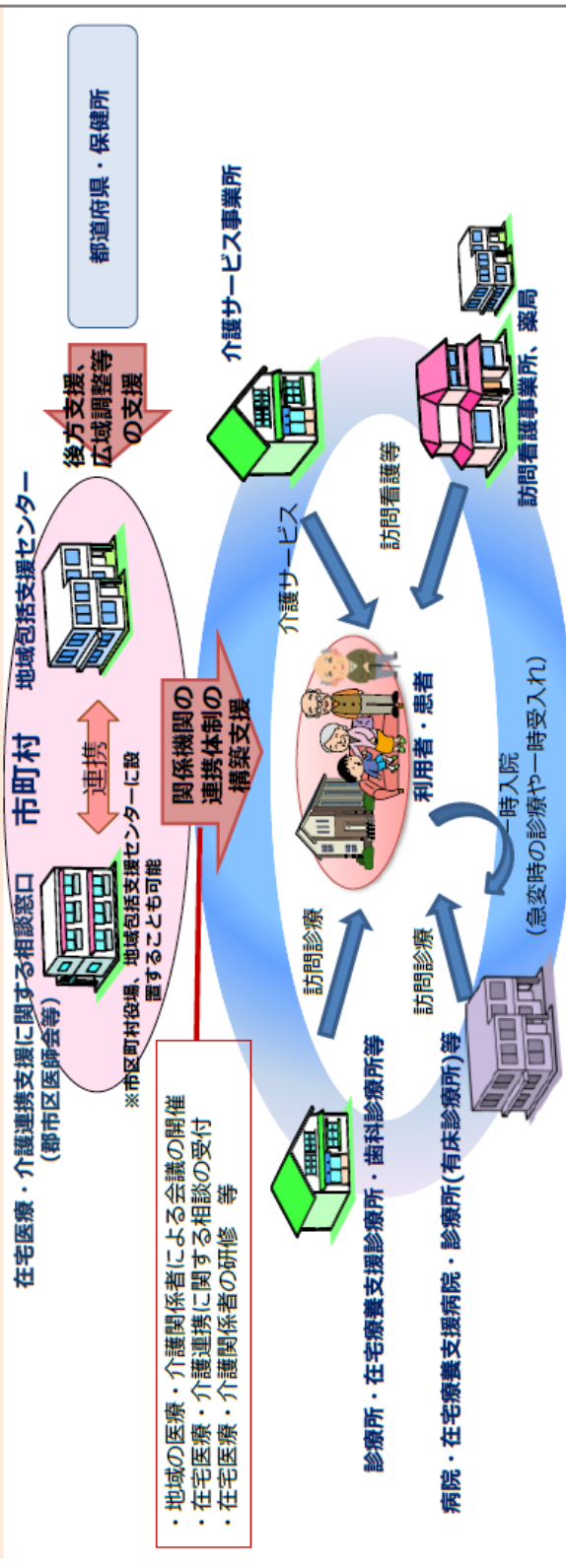
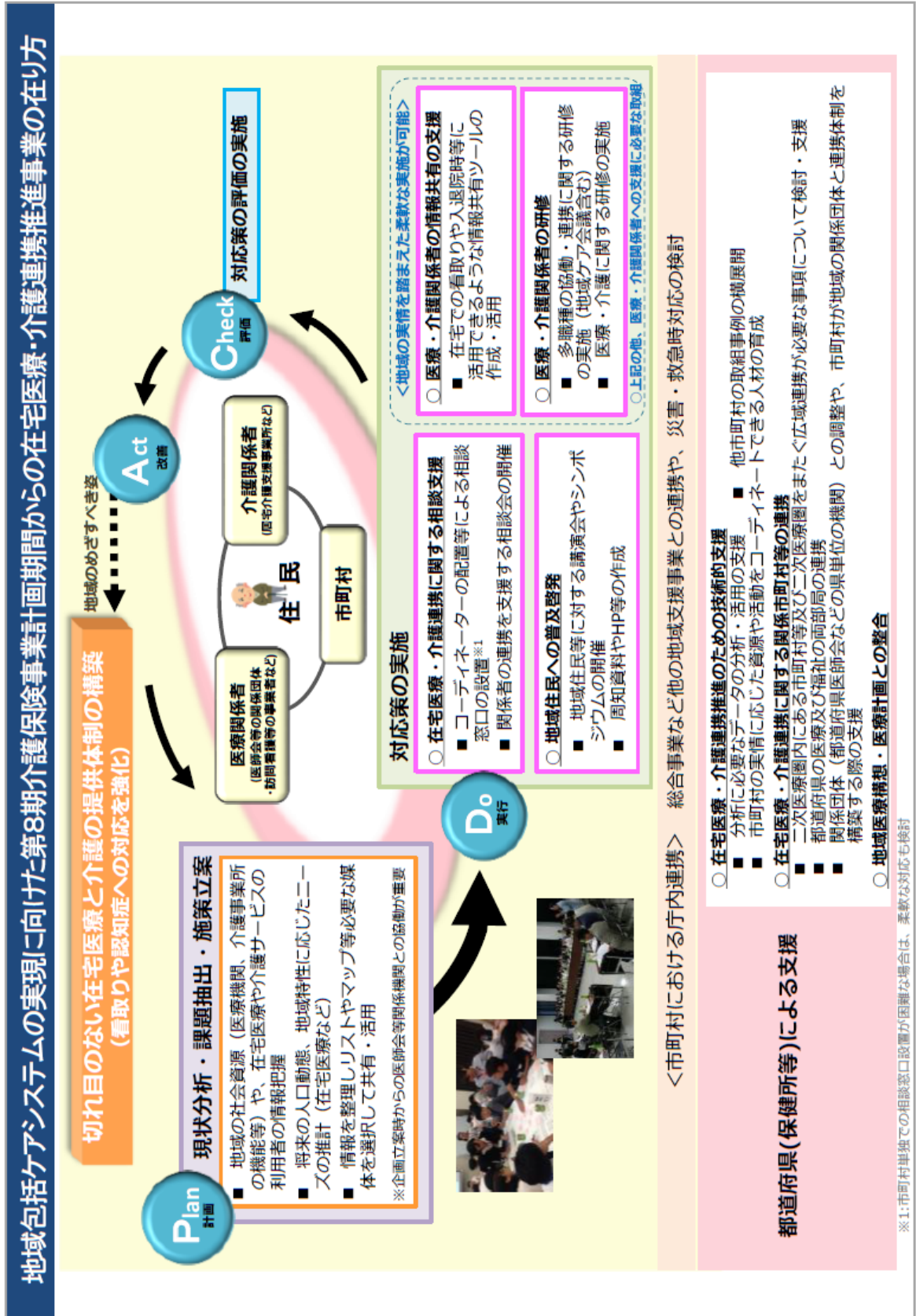


図 5 : 第 8 期介護保険事業計画期間からの在宅医療・介護連携推進事業の在り方

図 5 第 8 期介護保険事業計画期間からの在宅医療・介護連携推進事業の在り方



## 資料2 在宅医療介護推進部会に関する規程

### 在宅医療介護推進部会に関する規程

(趣旨)

第1条 生駒市医療介護連携ネットワーク協議会開催要綱第6条第1項の規定に基づき、関係機関に意見を求めるために在宅医療介護推進部会（以下「部会」という。）を設ける。

(協議事項)

第2条 部会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域の医療・介護の資源の把握
- (2) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- (3) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- (4) 医療・介護関係者の情報共有の支援
- (5) 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- (6) 医療・介護関係者の研修
- (7) 地域住民への普及啓発
- (8) 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

(部会長等)

第3条 部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長は部会員の互選により定め、副部会長は部会長が指名する部会員を持って充てる。

3 部会は部会長が招集する。

4 部会長は、部会の事務を総理し、部会の調査、検討の結果を協議会に報告する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 部会長は、必要があると認めるときには、部会の会議に部会員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第4条 部会の庶務は、地域医療課において処理する。

2 部会における会議の内容は、地域医療課において記録し、文書化する。

(施行の細目)

第5条 この規程に定めるもののほか、部会に必要な事項は、参加者に意見を求めた上で定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(在宅医療介護推進部会の設置及び運営に関する規程の廃止)

2 在宅医療介護推進部会の設置及び運営に関する規程（平成28年4月1日

施行)は、廃止する。

参 考

部会構成員

生駒市医師会  
生駒市内病院  
生駒市歯科医師会  
生駒地区薬剤師会  
訪問看護ステーション  
地域包括支援センター  
居宅介護支援事業所  
訪問介護事業所  
通所介護事業所  
介護老人福祉施設  
介護老人保健施設  
小規模多機能型居宅介護施設  
郡山保健所  
生駒市  
その他市長が必要と認める者

資料3 令和3年度 在宅医療介護推進部会員名簿

氏名	役職等	関係機関名
萩原 洋司	一般社団法人生駒市医師会 副会長	生駒市医師会
宅見 あゆみ	生駒市立病院 地域医療連携室 副主任	生駒市内病院
森川 裕子	近畿大学奈良病院 看護部 患者支援センター主任	生駒市内病院
嶋司 芳久	医療法人社団松下会 東生駒病院 リハビリテーション科 係長	生駒市内病院
山口 俊洋	医療法人学芳会倉病院 地域医療連携課 副主任	生駒市内病院
佐々木 昇	生駒市歯科医師会 副会長	生駒市歯科医師会
倉本 孝	若葉薬局 開設者	生駒地区薬剤師会
高山 雅子	医療法人和幸会 阪奈中央訪問看護ステーション 管理者	訪問看護ステーション
世古 奈津江	生駒市社会福祉協議会 地域包括支援センター 管理者	地域包括支援センター
吹留 一芳	医療法人和幸会 阪奈中央ケアプランセンター 所長	居宅介護支援事業所
池田 幸広	愛友ケア居宅介護支援センター 代表取締役	居宅介護支援事業所
池田 綾子	ハーモニーヘルパーステーション サービス担当責任者	訪問介護事業所
井上 太	社会福祉法人宝山寺福祉事業団 やすらぎの杜 延寿 施設長	通所介護事業所
森本 公子	社会福祉法人宝山寺福祉事業団 養護老人ホーム梅寿荘 施設長 特別養護老人ホーム梅寿荘 次長	介護老人福祉施設
吉本 千夫	医療法人社団松下会 介護老人保健施設グランファミリア事務長	介護老人保健施設
行徳 牧恵	株式会社ライフケア創合研究所 小規模多機能いこいの家26 管理者	小規模多機能型居宅介護事業所
筒井 宏子	奈良県郡山保健所 健康増進課長	郡山保健所



## 資料5 地域医療介護連携ICT化基盤高度化事業（やまと西和ネット）

平成29年度から近畿大学奈良病院が総務省の補助金を利用し、ICT基盤の強化を図ることを目的に、やまと西和ネットの取組を進めている。

### 【目的】

西和医療圏の病院・医科歯科診療所・薬局・介護事業所で、申し込みをした患者の病名・薬・検査結果などの医療情報や介護情報をICT(情報通信技術)で共有することで、より安全で質の高い医療・介護・健康サービスを提供していく。

### 【参加施設】

医科診療所 17カ所、歯科診療所 2ヶ所、病院 6ヶ所、薬局 7ヶ所、  
訪問看護ステーション 3ヶ所、介護事業所 13ヶ所

計 48ヶ所

### 【参加対象者】

生駒市を含む西和医療圏の病院、医科歯科診療所・薬局・介護事業所など、  
やまと西和ネット参加施設を利用する市民等

5,558名